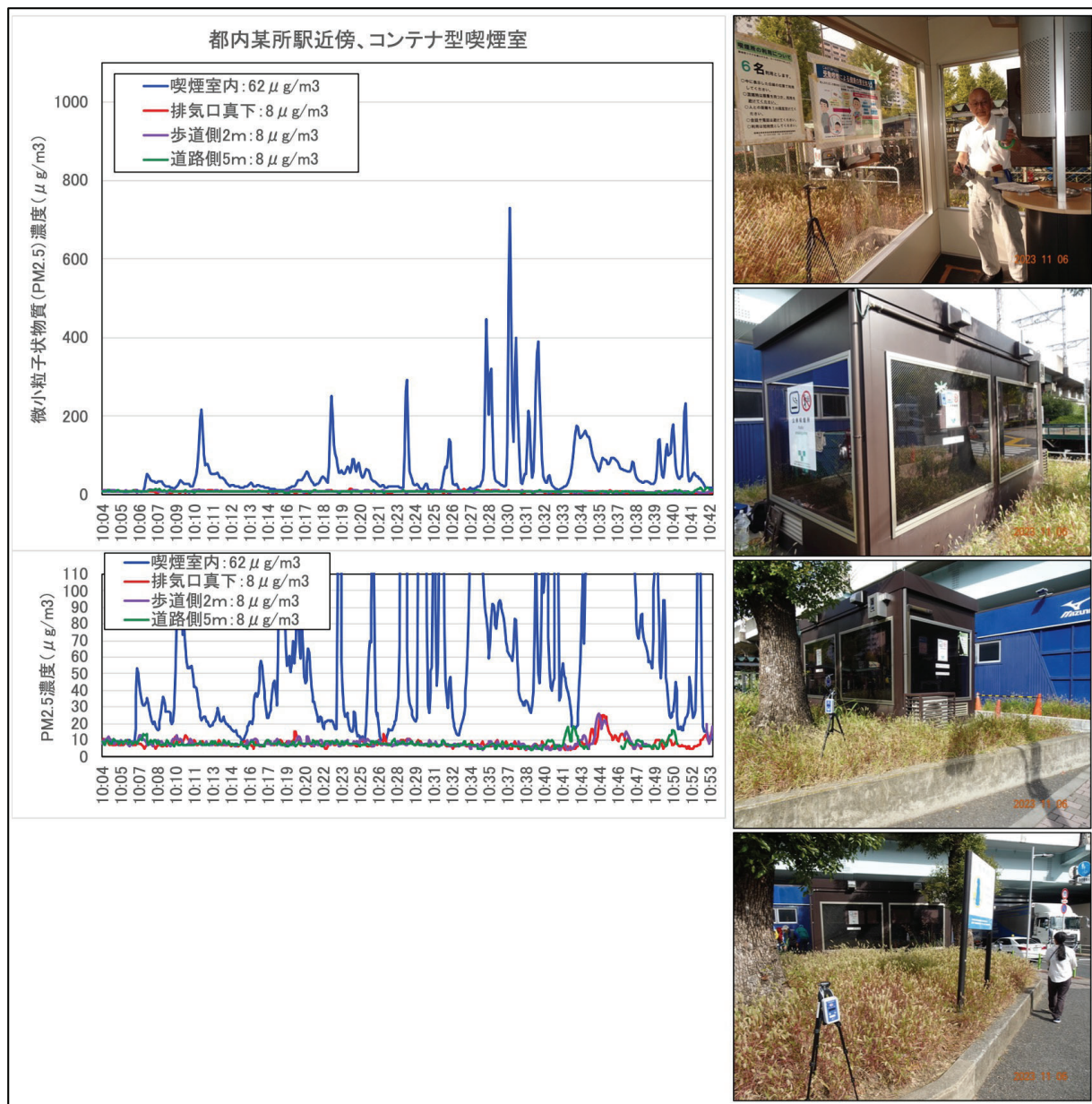


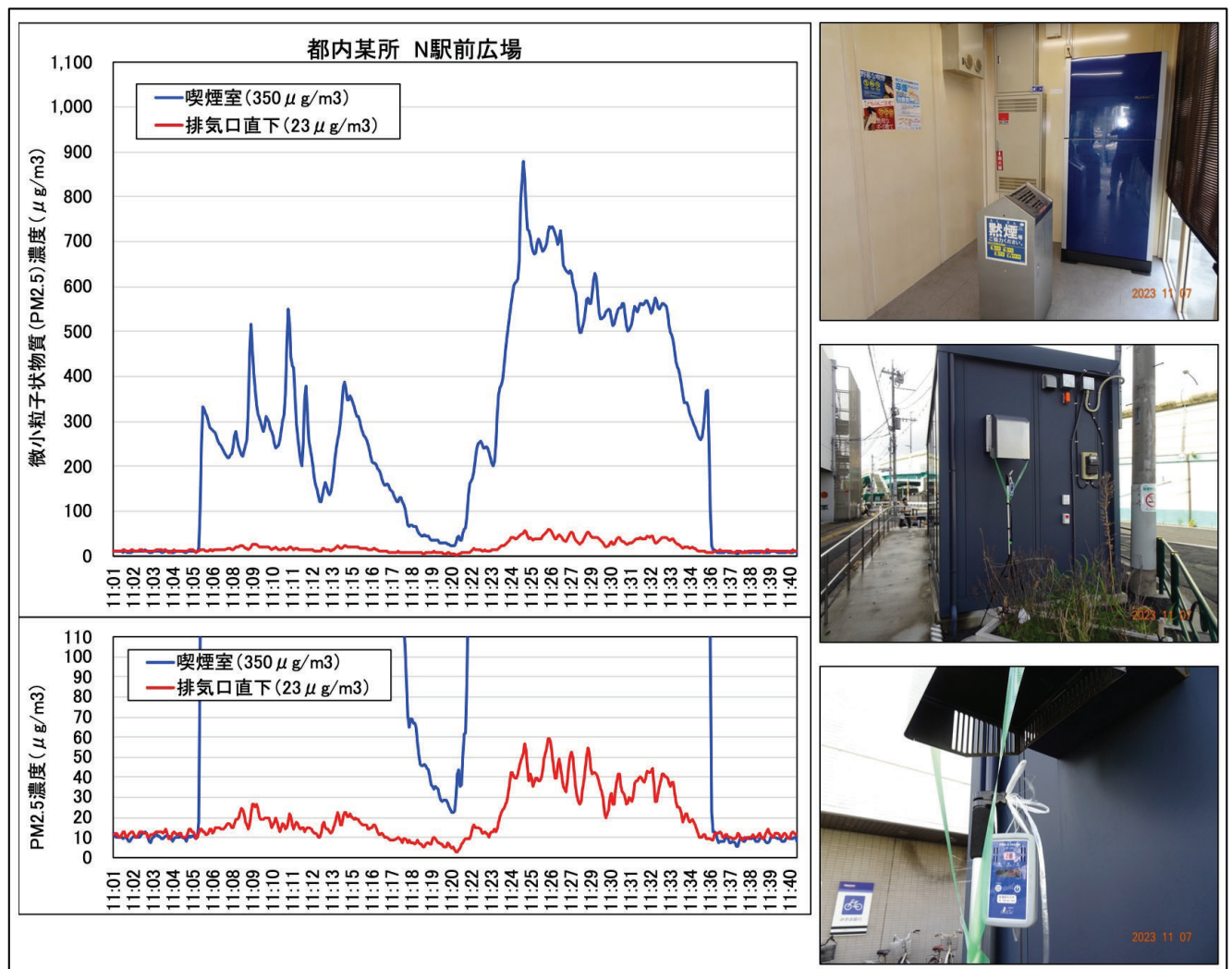
資料1-① 都内某所 コンテナ型喫煙室(定員6人、利用者0～3人)



所見

- ◎空気清浄機を通過して、屋外に排気を行っていた(写真:上から2つ目、右下)
- ◎通常の利用状況では、多くて2名、喫煙者が途切れる時間が多かった
 - ・排気ダクトの真下の測定器もほとんど反応はなかった(写真:上から2つ目)
 - ・測定時、2～5メートル離れた歩道でタバコ臭を感じることは無かった

資料1-② 都内某所 コンテナ型喫煙室(定員8人、利用者0～3人)



所見

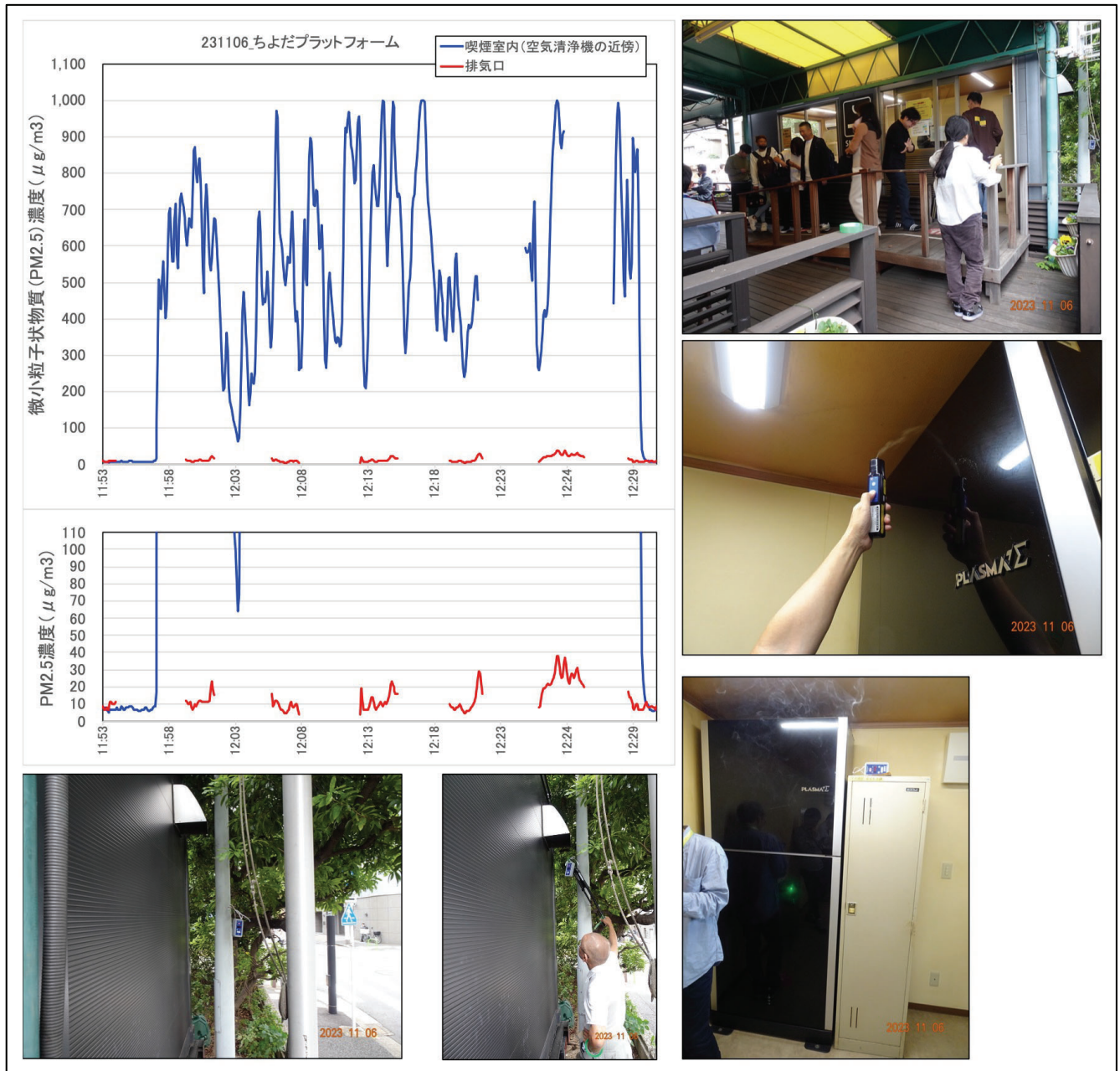
◎「定員8人」に対して、喫煙者は0～3名であった。

喫煙者が多くなる時間帯には排気に含まれるPM_{2.5}の濃度が上昇することが認められた

◎高性能空気清浄機を通過して、屋外に排気を行っていた

・喫煙室内のPM_{2.5}の平均値は350 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、排気口の直下では23 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった

資料1-③ 千代田区内 移動式トレーラー・コンテナ型喫煙室
(定員8人、利用者は常時8人を厳守)



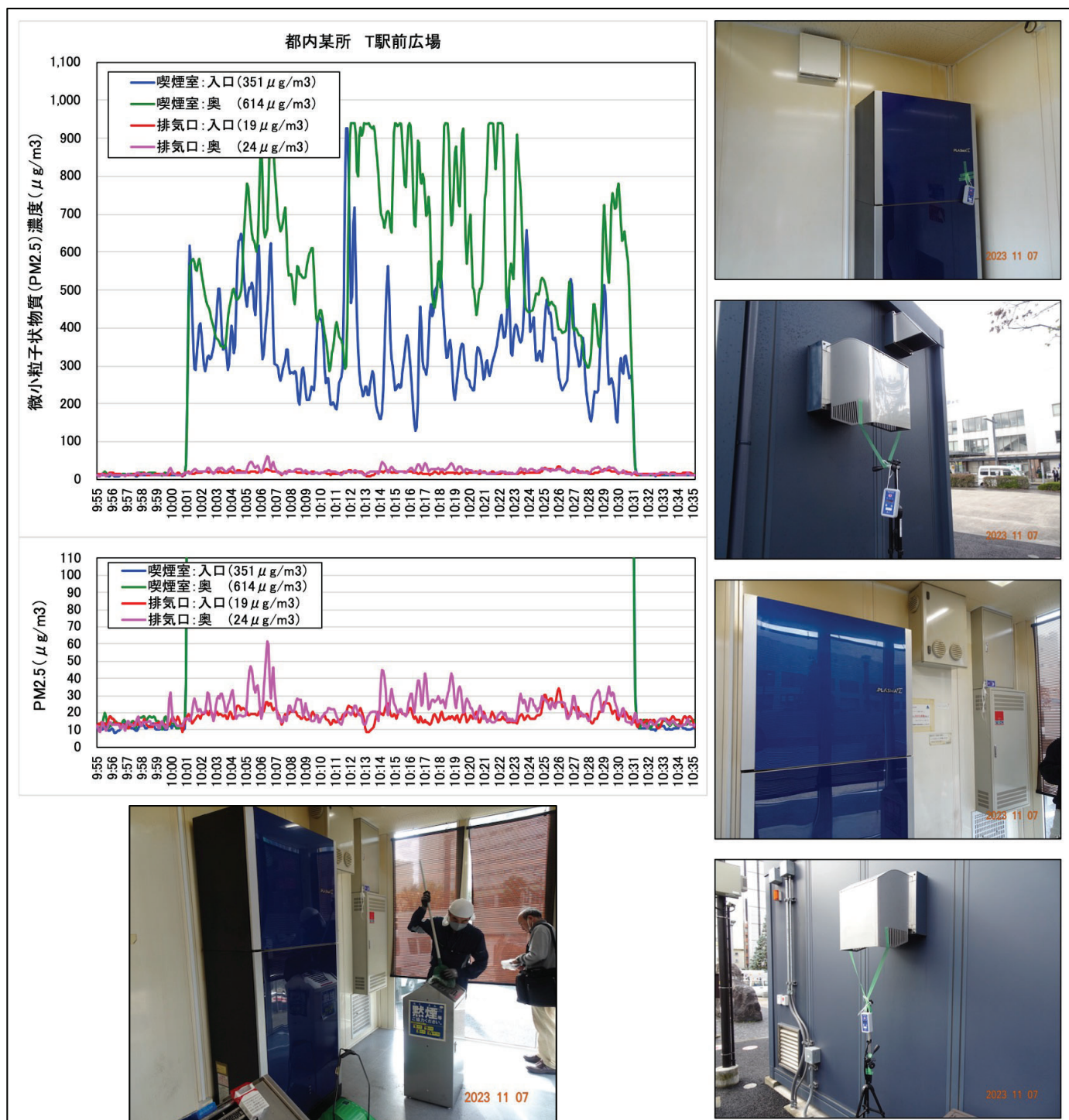
所見

◎「定員8人」は自主的に、かつ、厳密に守られていた(写真:右上)
9人目以降5名が喫煙室外で待機中の状態

◎高性能空気清浄機を通過して、屋外に排気を行っていた(写真:右中、右下)

- ・喫煙室内のPM2.5の平均値は $573 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、最高値は $1,000 \mu\text{g}/\text{m}^3$
- ・排気に含まれるPM2.5の平均値は $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$
- ・排気口直下のPM2.5の濃度は $29 \mu\text{g}/\text{m}^3$

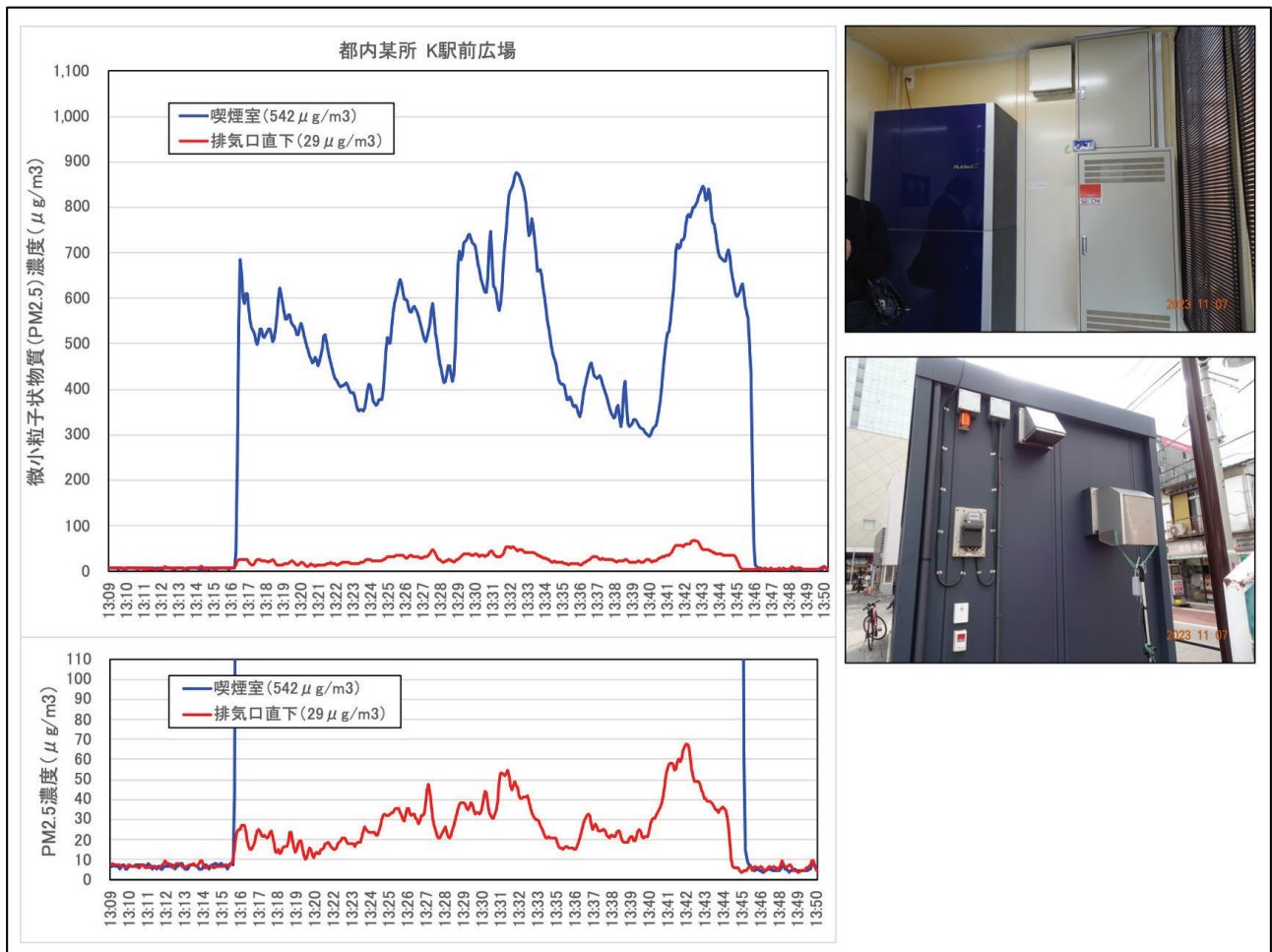
資料1-④ 都内某所 コンテナ型喫煙室(定員14人、利用者4～8人)



所見

- ◎「定員14人」の半数程度の人数で喫煙が行われていたが、喫煙者が多くなる時間帯には排気に含まれるPM2.5の濃度が上昇することが認められた
- ◎高性能空気清浄機を通過して、屋外に排気を行っていた
 - ・喫煙室内のPM2.5の平均値は
 - 入口側で $351 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、排気口の真下で $19 \mu\text{g}/\text{m}^3$
 - 奥側で $614 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、排気口の真下で $24 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった
- ◎測定中に清掃作業が行われた

資料1-⑤ 都内某所 K駅前広場 コンテナ型喫煙室(定員14人、利用者3~10人)



所見

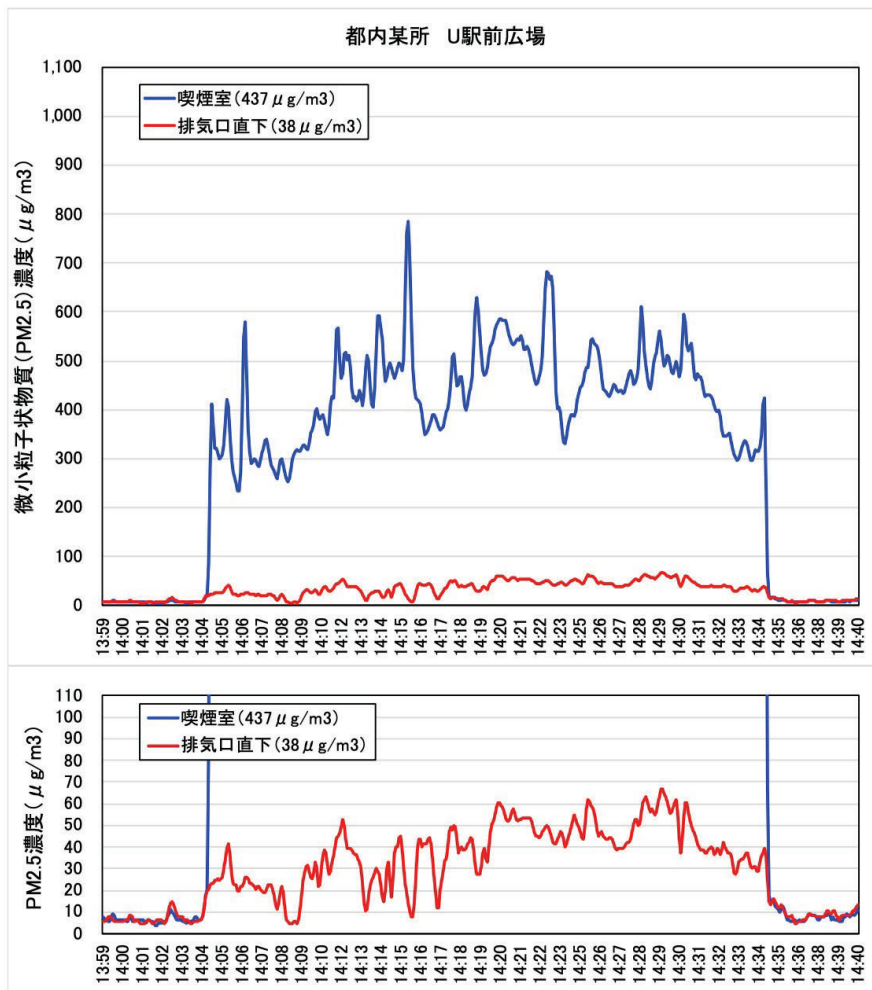
◎「定員14人」に対して、喫煙者は3~10名であった。

喫煙者が多くなる時間帯には排気に含まれるPM2.5の濃度が上昇した

◎高性能空気清浄機を通過して、屋外に排気を行っていた。

・喫煙室内のPM2.5の平均値は542 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、排気口の直下では 29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった

資料1-⑥ 都内某所 U駅前広場 コンテナ型喫煙室(定員8人、利用者1～4人)



所見

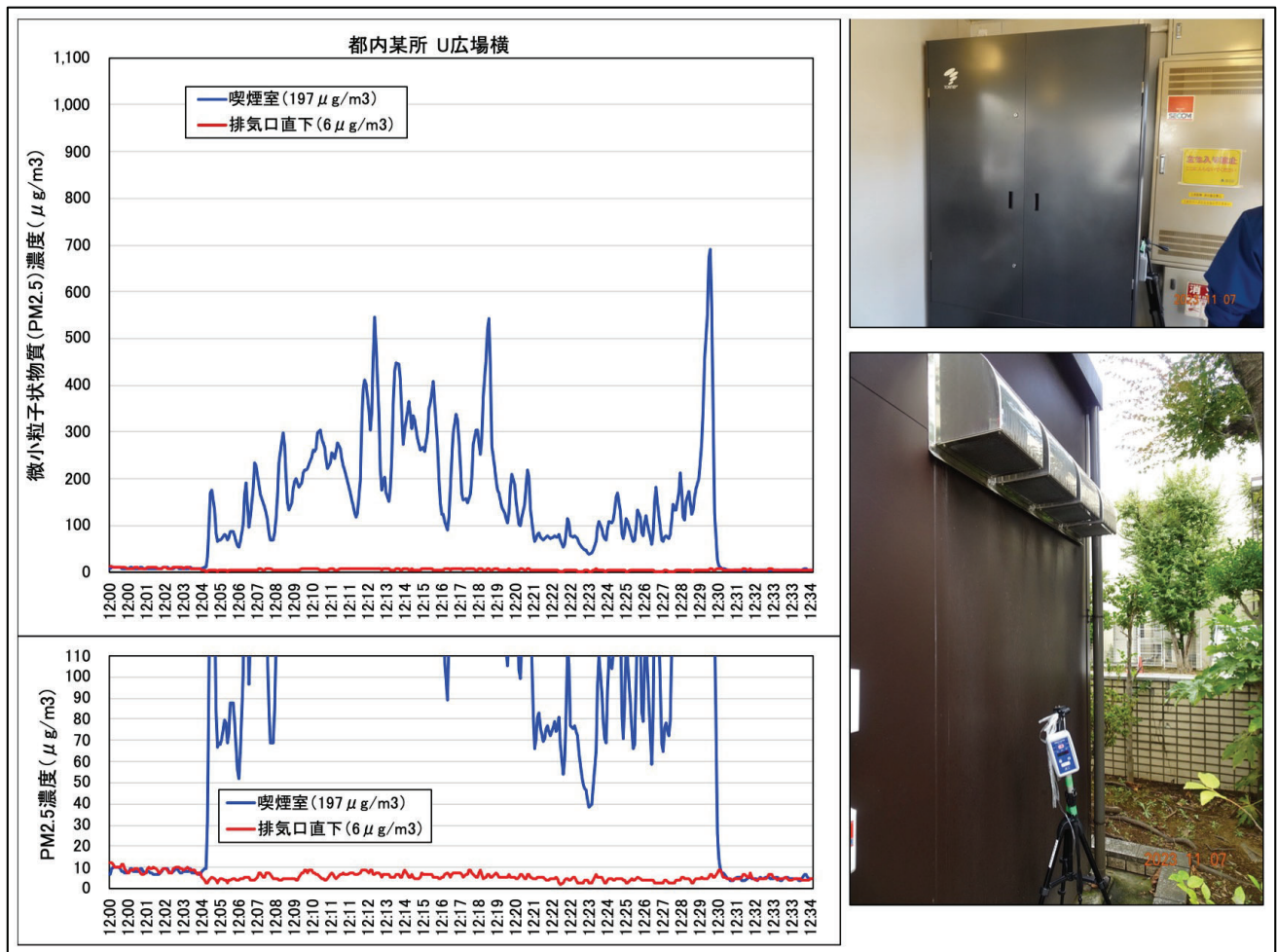
◎「定員8人」に対して、喫煙者は1～4人であった

喫煙者の人数の割に排気に含まれるPM2.5の濃度は常時高かった

◎高性能空気清浄機を通過して、屋外に排気を行っていた

・喫煙室内のPM2.5の平均値は $497 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、排気口直下では $38 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった

資料1-⑦ 都内某所 U広場 コンテナ型喫煙室(定員8人、利用者3~8人)



所見

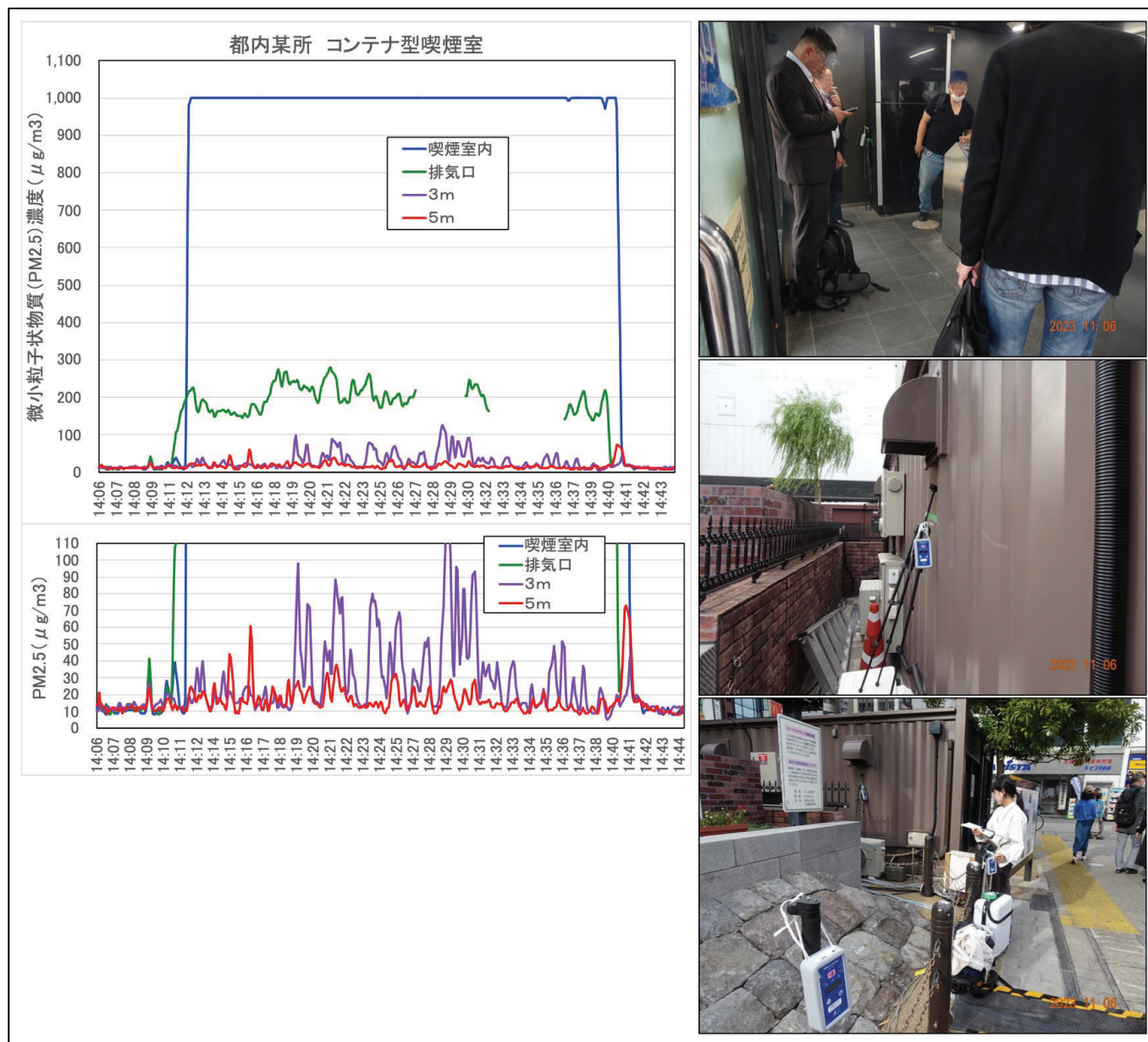
◎「定員8人」に対して、喫煙者は3~8名であった。

喫煙者が多くなる時間帯でも排気に含まれるPM_{2.5}の濃度が上昇することは無かった

◎高性能空気清浄機を通過して、屋外に排気を行っていた

- ・喫煙室内のPM_{2.5}の平均値は197 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、排気口の直下では $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、周囲の大気のPM_{2.5}の濃度(10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)よりも低かった

資料1-⑧ 都内某所 コンテナ型喫煙室(利用者過多)



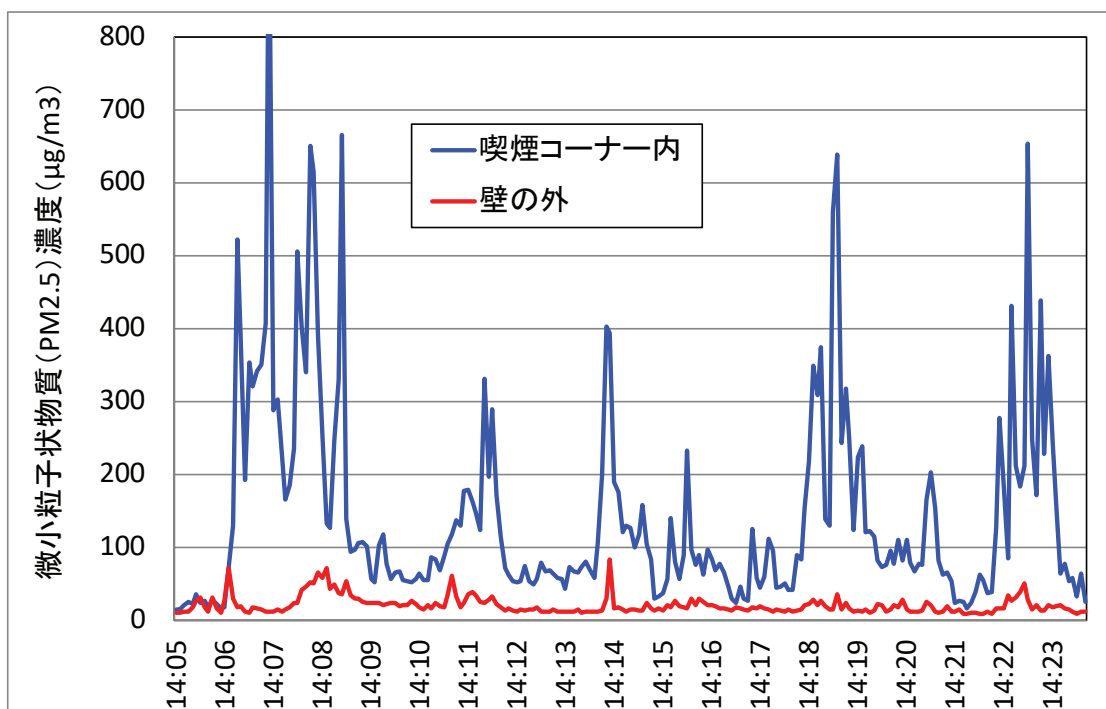
所見

- ◎都内で最も利用者が多い駅の一つであり、定員が設定できないほど利用者が多く、常時20～30名が喫煙していた
- ・室内は粉じん計の測定上限 ($\text{PM}_{2.5}$: $1,000 \mu\text{g}/\text{m}^3$) に達した平均濃度は不明
- ・高性能空気清浄機の排気口の真下の平均 $\text{PM}_{2.5}$ 濃度は $198 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、3メートルで $31 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、5メートルで $17 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と減衰し、歩行者の動線上の受動喫煙は大気環境基準以下であった

提案: 人口が多い地区では、排気を下に向けるのではなく、煙突として上方に排気することで解決が可能と考えられた

(測定上限が $100,000 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の測定器での再測定を予定している)

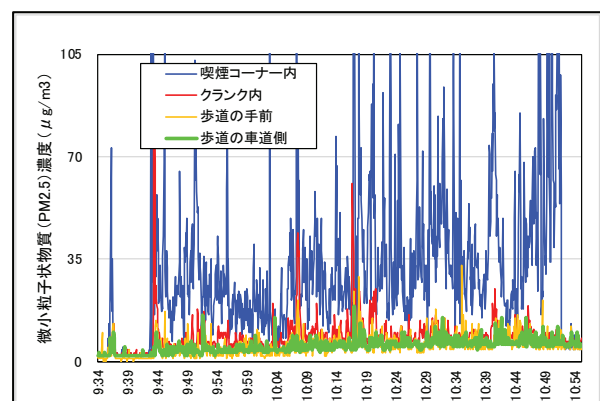
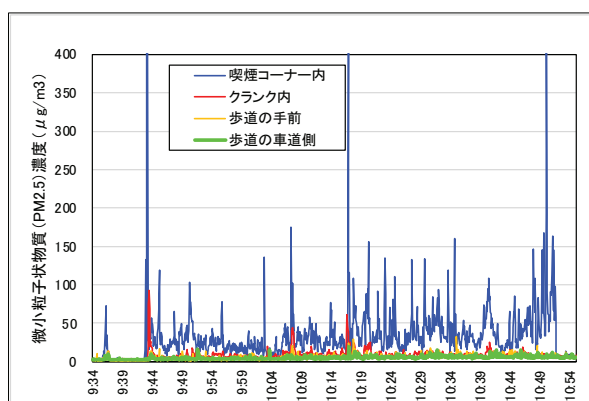
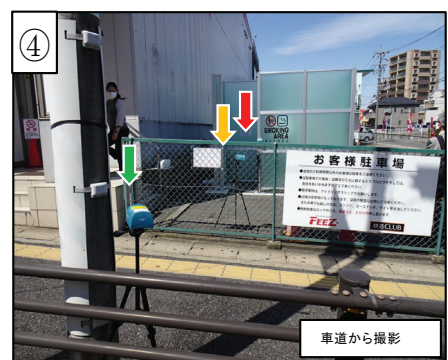
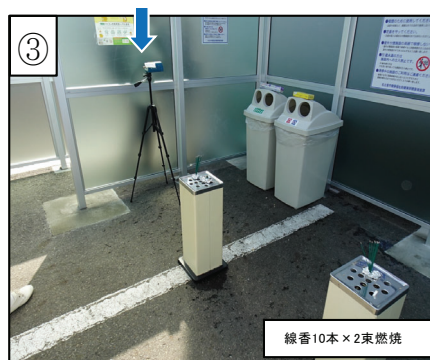
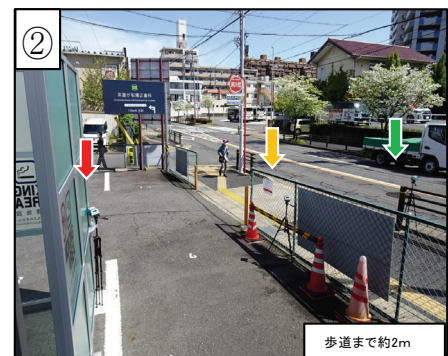
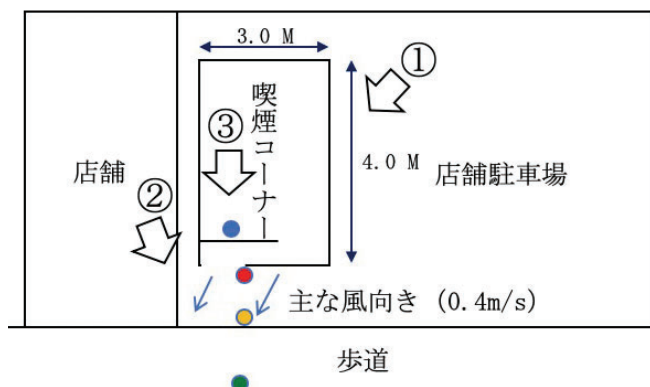
資料2-① 都内某所 パーティション型喫煙コーナー(壁の高さ285cm)



所見

- ・都内で最も利用者が多い駅の一つ
- ・高さ285cmの壁、床上の隙間なし
- ・喫煙コーナーの内側のPM_{2.5}濃度は600～800 μg/m³
- ・壁の外側の粉じん計の測定値は100 μg/m³以下
- ・出入口周囲には漏れあり

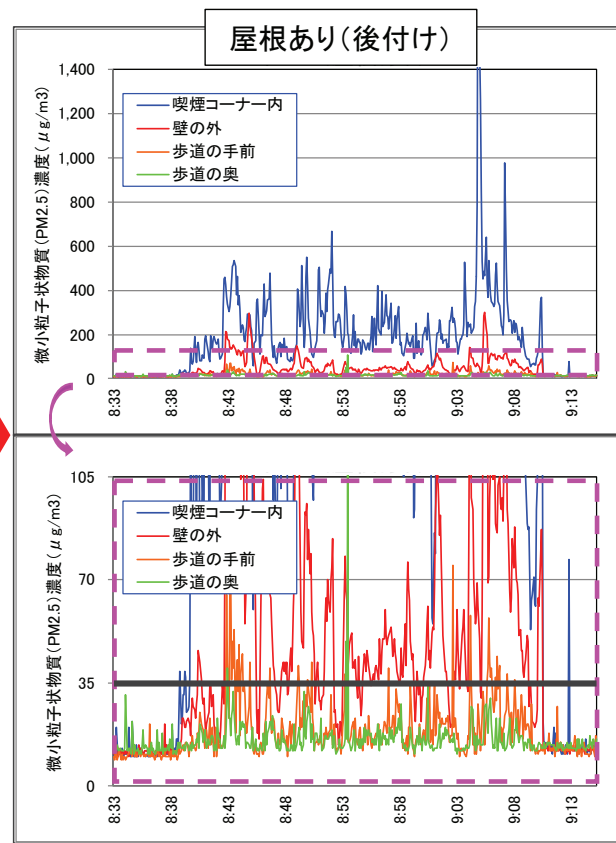
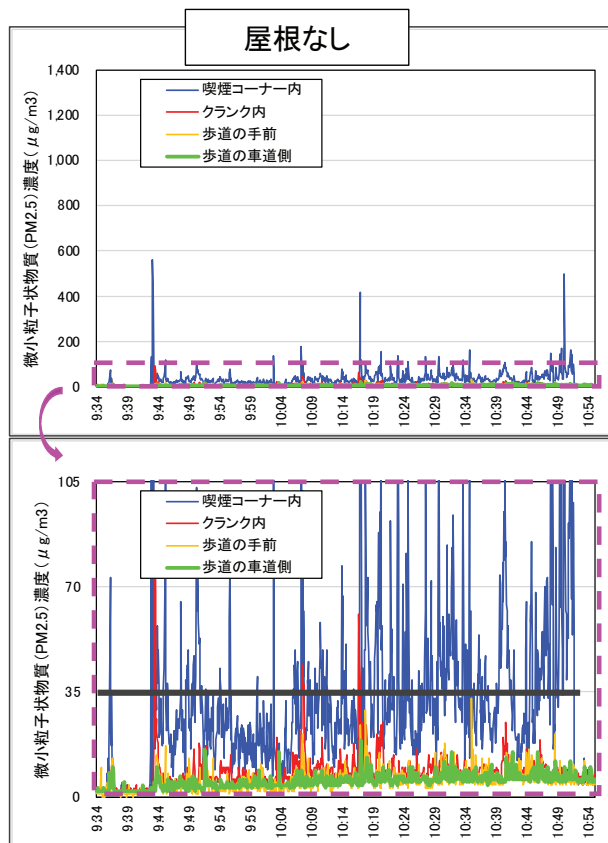
資料2-② 某政令市 パーティション型喫煙コーナー (壁の高さ250cm、出入口にクランク)



所見

- ・高さ250cmの壁
- ・出入口は十分な重なりをもつクランク
- ・喫煙コーナー内側のPM_{2.5}濃度は50～150 μg/m³
- ・壁の外側、出入口方向への拡散は小さい
- ・このあと、屋根をつけたため測定値が悪化

資料2-③ 某政令市 パーティション型喫煙コーナー
(壁の高さ250cm、出入口にクランク、屋根を増設)

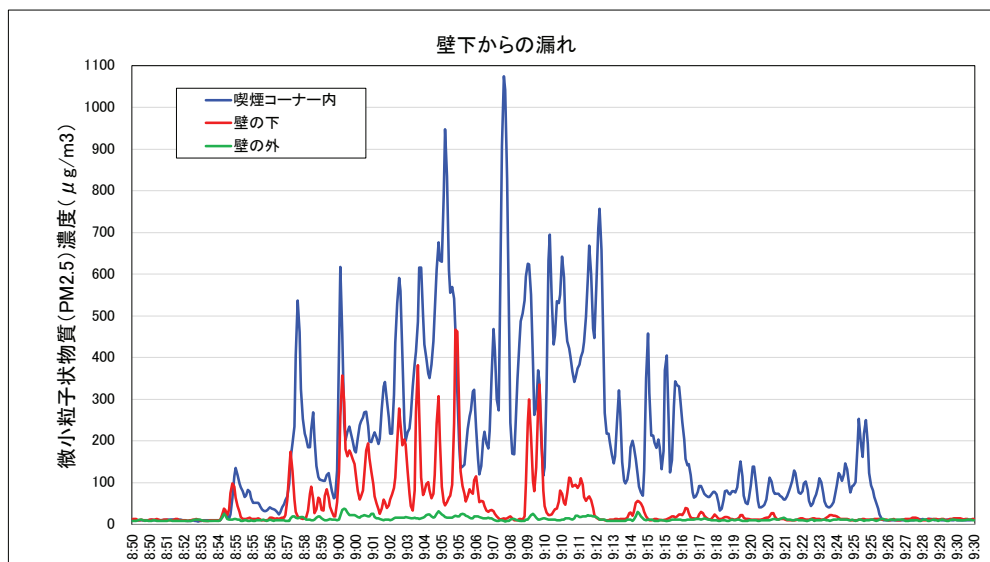
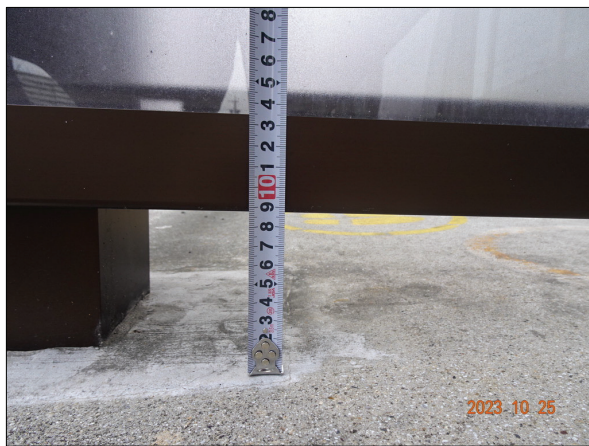


所見

屋根を設置したため

- ・喫煙コーナー内にタバコ煙の上方への拡散が悪化
- ・喫煙コーナー出入口～舗道への拡散も悪化

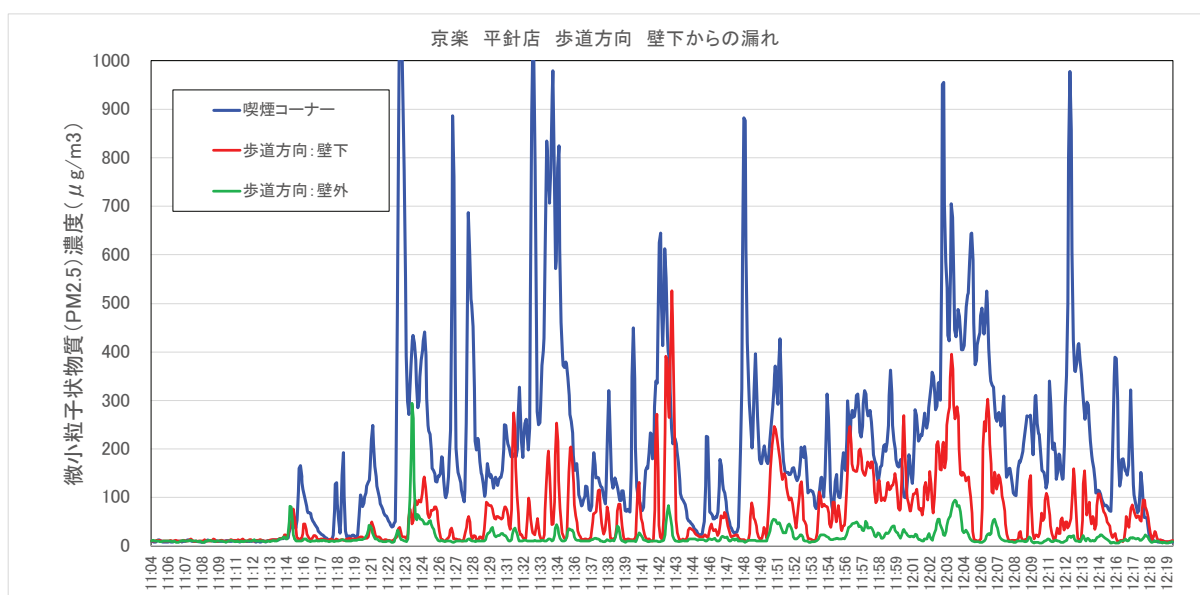
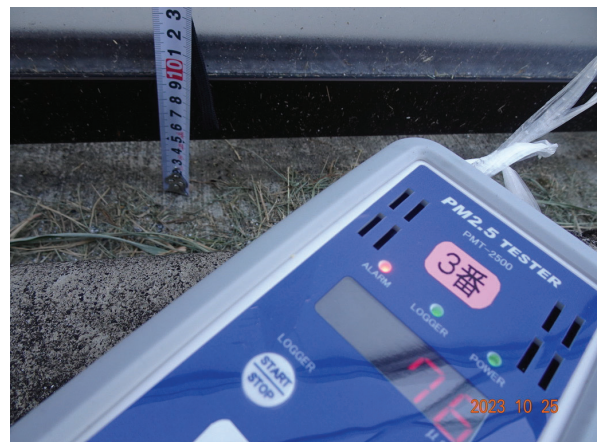
資料2-④ 某政令市 パーティション型喫煙コーナー
(壁下の隙間9cmからの漏れ)



所見

- ・壁の下の隙間(9cm)からタバコ煙が漏れることが認められた
- ・地面の高さを横に煙が流れるため、床上120cmの高さでのPM_{2.5}の上昇は抑えられた

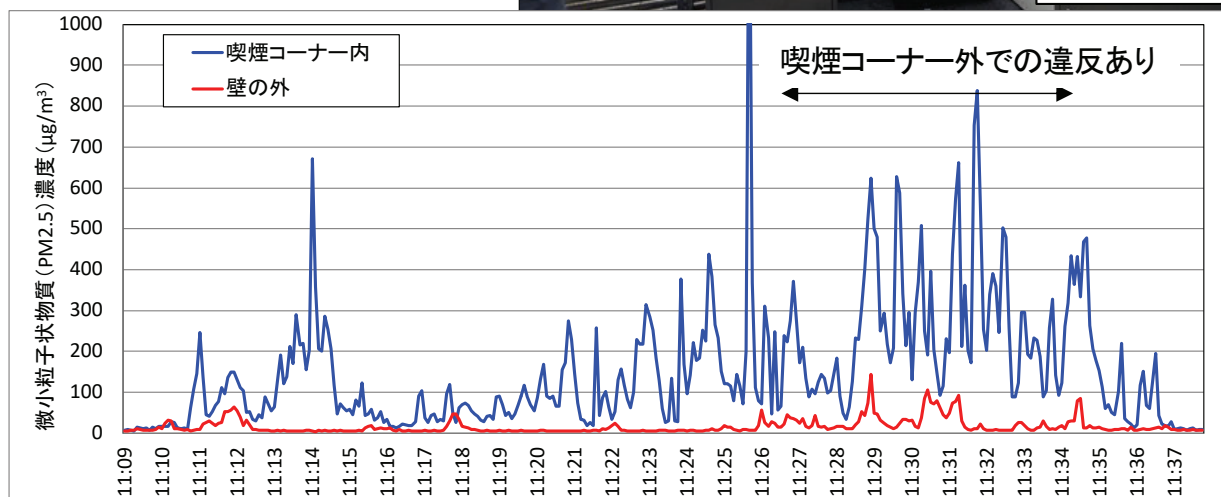
資料2-⑤ 某政令市 パーティション型喫煙コーナー
(壁下の隙間5cmからの漏れ)



所見

- ・壁の下の隙間(5cm)からタバコ煙が漏れることが認められた
- ・地面の高さを横に煙が流れるため、床上120cmの高さでのPM_{2.5}の上昇は抑えられた

資料2-⑥ 都市圏某所 パーティション型喫煙コーナー(床上の隙間はスリット)



所見

- ・都内で最も利用者が多い駅の一つ
- ・高さ215cmの壁、床上の隙間はスリット
- ・喫煙コーナー内側のPM_{2.5}濃度は400～1000 μg/m³
- ・壁の外側の粉じん計の測定値は違反喫煙がない時間帯は50 μg/m³以下

東広島市受動喫煙の防止に関する条例について

いいね! シェアす ポスト

更新日: 2022年04月01日

東広島市では、受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止し、もって子ども等の健やかな成長に寄与するとともに、誰もが健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保することを目的に、本市独自の条例を制定しました。

条例の主な内容

(1) 市、市民等、事業者、施設管理者が守るべき責務

市、市民等、事業者、施設管理者の責務を明らかにする。

(2) 子ども、妊産婦等を受動喫煙からの守るための施策の推進

受動喫煙による健康への悪影響について、市民等の理解と関心を深めるために必要な教育、広報そのほかの啓発活動を行うことで、子ども等の健やかな成長に寄与する。

(3) 受動喫煙防止区域の指定による市民等に優しいまちづくり

受動喫煙の防止に必要な環境の整備を推進することにより、誰もが健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保する。

施行日

令和4年4月1日

ただし、第9条第2項（受動喫煙防止区域）の規定は、同年5月31日からとする。



[東広島市受動喫煙の防止に関する条例 \(PDFファイル: 137.1KB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

健康福祉部 医療保健課 健康支援係

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号 本館2階

電話: 082-420-0936

ファックス: 082-422-2416

[メールでのお問い合わせ](#)

大阪府

大阪府
受動喫煙防止条例全面施行
2025年（令和7年）4月施行

2025年（令和7年）4月から
客席面積が30㎡を超える飲食店は
『原則屋内禁煙』となります【罰則あり】
(詳しくは裏面をご覧ください)

ますます飲食店の
たばこのルールが
変わるで！

禁煙化？

喫煙室設置？

準備しないぞー！！

飲食店は、「原則屋内禁煙」です

店内でたばこを吸う場合は、
専用の喫煙室の設置が必要です

お店に**標識**を
掲示しなければなりません



※ 標榜は厚生労働省のHPからダウンロードできます

経営規模の小さい既存飲食店は喫煙か禁煙かを選択できます
喫煙を選択する場合は、**届出**が必要です

規模の小さい既存飲食店とは

- ①2020年4月1日時点で営業している飲食店
②個人経営又は資本金が5,000万円以下
③客席面積が100㎡以下

(注) 2022年4月より従業員を雇用している飲食店は、客席の面積にかかわらず「原則屋内禁煙」に努めてください。



©2014大阪府みずやん

2025年(令和7年)4月大阪府受動喫煙防止条例全面施行って??

2025年(令和7年)4月からは、上記①から③の条件を満たす規模の小さい既存飲食店のうち、客席面積が30㎡を超える飲食店については「原則屋内禁煙」となります(罰則あり)

原則屋内禁煙」の取組みへの支援制度

◆国の支援策(受動喫煙防止対策助成金など)
喫煙室の設置などにかかる経費(工費、設備費、備品費、機械設置費等)

◆府独自の支援策(大阪府受動喫煙防止対策補助金)
大阪府受動喫煙防止条例の規制対象となる飲食店を対象にしています。
(1)喫煙室設置等事業
喫煙室の設置などにかかる経費(工費、設備費、備品費、機械設置費等)
(2)全面禁煙化事業
禁煙化に伴う改築などにかかる経費
(禁煙の貼付等の工費、クリーニング費及び客で用いる備品費等)。
ただし、クリーニング費はたばこの汚れ、臭気の除去のためのものに限り、

大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル

「改正健康増進法」や「大阪府受動喫煙防止条例」に関する問い合わせは、以下をご利用ください。

☎ 06 (6944) 8224

平日(月～金)9:00～17:30 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く
※大井町市、狹山市、奥州市、宮古市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、滋賀県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県

大 阪 市 豊能区高田3-13-10 コールセンター	06-6236-8471
堺 市 牧野区北町 牧野会 牧野区福祉課	07-222-9990
豊 中 市 牧野区豊中 牧野区福祉課	06-6152-7352
吹 田 市 牧野区豊中 牧家まぶつり生	06-6384-2614
高 津 市 保健所 保健区豊中	07-6661-9930
枚 方 市 保健所 保健区豊中	07-807-7623
八 尾 市 保健所 保健区豊中	07-994-0651
東高井川市 保健所 保健区豊中	07-829-7771
京都市 保健所 豊中づくり課	07-980-3802

標識はどうすればいいの？

お店の入り口や喫煙室の入り口に掲示してください。
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
英語、中国語、韓国語の標識もあります。
(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>)

詳細は大阪府ホームページ
をご確認ください。



発行:大阪府 健康医療部 健康推進室 健康づくり課

©2014大阪府みずやん

青森県受動喫煙防止条例が施行されました

この条例は、受動喫煙を防ぐために県民や事業者の皆さんが取り組むべきことを定め、県民の皆さんの健康の保持増進につなげることを目的として制定しました。
県全体で力を合わせて、受動喫煙を防止しましょう。



基本理念

- 受動喫煙による健康への影響について理解を深めましょう。
- 特に、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年者や妊産婦に特別に配慮しましょう。

県民や事業者が取り組むこと

- 受動喫煙の防止の必要性についての理解を深めるよう努めましょう。

学校などの施設が取り組むこと

- 未成年者や妊産婦が利用する次の施設は、特定屋外喫煙場所（※）を定めないように努めましょう。
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校
 - ・保育所、認定こども園、児童福祉施設等
 - ・病院、診療所、助産所

※「特定屋外喫煙場所」とは
原則、敷地内禁煙である学校、病院、児童福祉施設等、行政機関などで一定の要件を満たした場合に設置できる屋外の喫煙場所のこと。



健やか力向上推進キャラクターマモルさん

なくそう！ 受動喫煙！
～ だれもが快適に過ごせる青森県へ ～

青森県 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課
TEL 017-734-9216

参考サイト：https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/jyudoukituen_jyourei_01.html